

第77期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

●事業報告

「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要」

「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

●計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

第77期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

株式会社協和日成

上記事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記項目を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(1) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

代表取締役を含む各取締役が決裁する書類については、当社文書規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて各規程の見直しを行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理の基本的枠組みを定めるほか、各部門における適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 当社は事業運営に重大な影響を及ぼすリスクについて、リスクマップを策定し抽出するとともに、リスクの回避または低減のための対応策について経営品質委員会にて評価し必要に応じて見直しを行う。
- ③ 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP（事業継続計画）」を策定し、役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
- ④ 当社はISO 9001:2015規格で培ったノウハウを進化させ、当社独自に策定した品質管理システム【Q P（Quality Plus）マネジメントシステム】に基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施するとともに、代表取締役を委員長とした品質マネジメント会議にて、情報の共有と全社展開を推進する。
- ⑤ 「個人情報管理規程」、「特定個人情報（マイナンバー）取扱規程」、「情報管理規程」、「情報システム利用規程」に基づき、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行に関しては、執行役員制度を導入している。
- ② 事業部制を採用し、取締役会において各事業部を担当する執行役員本部長を任命する。
- ③ 社長直轄組織を設置し、取締役会において各直轄組織を担当する執行役員を任命する。
- ④ 各本部の各部門の長は、取締役会において任命する。
- ⑤ 経営企画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向け施策を設け、その実施にあたる。また、経営目標が当初の予定どおり進捗しているか、計画進捗会議にて定期的に業績報告を行い検証する。
- ⑥ 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各階層の責任者が意思決定ルールにのっとり業務を遂行する。

(4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は証券取引所におけるコーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備を受け、ガバナンスガイドラインを定める。
- ② 当社はより確かなコーポレート・ガバナンスのために、独立役員として社外取締役2名および社外監査役2名を届け出する。

- ③ 各部門の長を委員としたコンプライアンス推進会議において定めた年度実施計画の基本方針に基づき、各部門で強化策を展開するとともに、コンプライアンスに関する研修等を実施することによって「協和日成グループ行動基準」の浸透とコンプライアンスマインドの継続的な高揚を図ることとする。また、「協和日成グループ行動基準」において、反社会的な勢力・団体との関係の遮断を明文化することで全社員に対し会社の意思を表明するとともに、本社地区特殊暴力防止対策協議会への加盟、本社・各拠点に不当要求防止責任者を選任し、反社会的な勢力・団体に関する情報の収集・管理や対応マニュアルの整備等、体制構築に向けての検討を行い、積極的に全社展開を推進する。
- ④ 内部統制システムの体制整備に関する基本方針にのっとり、財務報告に係る内部統制監査に加え、業務・コンプライアンス監査を実施する。

(5) 次に掲げる当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行にかかわる事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告・承認について監督する。
 - ロ. 子会社の取締役には当社の取締役または執行役員が1名以上就任する。また、子会社の監査役には当社の取締役・執行役員または監査役が1名以上就任し、子会社における業務および財務の状況を定常的に監督するとともに、重要な情報はその任に当たる取締役・執行役員または監査役が当社の取締役会に報告する。
- ② 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
 - イ. 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づきグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - ロ. 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP（事業継続計画）」を策定し、子会社の役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社は子会社に対して、当社の職務権限規程に準拠した体制を構築させる。
 - ロ. 当社は子会社に対して間接業務（経理、総務関連業務等）の支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、その任に対応できる人員を配置する。

(7) (6) における使用人の当社取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人には、当社の業務執行にかかわる役職を兼務させない。また、当該使用人は、当社の就業規則に従うが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇（査定を含む）、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

(8) 次に掲げる当社監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

② 当社の子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ、当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に重大な損害を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、当社グループの役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報告する。

ロ、当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(9) (8) において報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項

① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、職務執行に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求にかかわる費用または債務が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 監査役会が、独自の外部専門家（弁護士・公認会計士等）を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、一定額の予算を設ける。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役その他の取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役からの要請に応じて監査環境の整備に努める。
- ② 当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の実施、内部監査部門との連携体制の整備、会計監査人等の専門家との意思疎通を図るための体制の整備を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前記内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づく第77期事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの体制整備に関する基本方針にのっとり、13部門、11拠点に対して、財務報告に係る内部統制監査を行うとともに、会計業務以外の業務活動および組織・制度に対し、適正性・法令遵守を確保する体制の運用状況を確認するため、4部門、4拠点に対して、会社法にのっとりた業務・コンプライアンス監査を実施いたしました。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取り組み

- ① 各社内行事開催時には、代表取締役から、コンプライアンスに関するトップメッセージを発信いたしました。
- ② コンプライアンスマインドの醸成・職場のハラスメント防止等を目的として、執行役員からコンプライアンスメッセージを発信いたしました。
- ③ 部長を構成メンバーとしたコンプライアンス推進会議を開催し、コンプライアンス実施計画の確認と社内のコンプライアンス情報の共有をいたしました。
- ④ 新入社員を対象にコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンスマインドの醸成を図りました。
- ⑤ 全部門に「コンプラサポート便（Q&A）」を配付するとともに、コンプライアンスに関する動画を用いた事例研究を実施いたしました。
- ⑥ 全役職員に配付されている「協和日成グループ行動基準」について、各部門で周知・徹底を図りました。
- ⑦ 内部通報相談窓口の周知を図るため、相談窓口の概要や相談の流れ等の情報を社内イントラネットに掲載しております。
- ⑧ 内部情報管理規程および内部者取引防止規程にのっとり、重要事実等の情報の取り扱いを徹底し、インサイダー取引防止の強化に努めました。
- ⑨ 反社会的な勢力・団体との関係遮断については、「協和日成グループ行動基準」に明文化しており、継続的に各部門にて周知を図っております。また、警察および弁護士との連携のほか本社地区特殊暴力防止対策協議会への加盟、本社・拠点に不当要求防止責任者を選任し、反社会的勢力に関する情報を収集しております。
- ⑩ 経営品質委員会の下に設置されたガバナンスプロジェクトにおいて、コーポレートガバナンス・コード全83項目について、コードの要求事項と当社の取り組み状況を整理したうえで、2024年6月「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」を改訂いたしました。また、2024年12月にガバナンスプロジェクトにおいてエクスプレイン項目についての取り組みスケジュールを確認いたしました。

(3) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する取り組み

- ① 文書規程、情報管理規程およびセキュリティポリシー等に基づき、取締役会議事録等の重要書類、個人情報および重要情報を適切に保存・管理しております。
- ② 基幹システム・業務システム等については、法・制度改正の都度、機能を検証し、必要に応じて機能の改善を実施しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取り組み

- ① 毎月品質マネジメント会議を開催し、工事の施工にかかわるクレーム対応、改善処置および予防処置について情報を共有するとともに、Q P マネジメントシステムに基づいた活動を全社展開しております。また、リスクアセスメントガイドラインに基づき、リスクアセスメント勉強会、労災勉強会、産廃処理管理勉強会および安全運転管理者会議を開催しております。
- ② 個人情報管理規程、特定個人情報（マイナンバー）取扱規程、情報管理規程および情報システム利用規程に基づき適切に運用し、全社的な情報資産の機密性、安全性の確保に向け、情報の分類、保管場所、セキュリティおよび責任者等を記載した「個人情報ワークシート」を全部門作成し、棚卸しを実施いたしました。
- ③ 代表取締役社長を委員長とし、取締役・監査役（社外含む）、執行役員、部・室長を構成メンバーとした経営品質委員会を年2回開催し、経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクの棚卸およびそのリスクのモニタリングならびに統制活動等の審議を行うとともに、統制活動が不十分と判断されたものに対しては、執行部門にその是正を求めました。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み

- ① 取締役会規程に基づき、取締役会を14回開催いたしました。定例取締役会の各議案・報告事項については、事前に経営会議を開催し、社内協議を経たうえで取締役会に上程しております。
- ② 取締役会では、各取締役の業務執行状況を監督するために、四半期ごとに各担当取締役による業務執行報告を実施いたしました。
- ③ 業績および事業計画の進捗管理については、四半期ごとに行われる計画進捗会議に社長を含む業務執行取締役、常勤監査役、執行役員、部長が出席し、目標予算や過年度業績に対する当期実績の詳細や予測について把握・確認しております。また、本会議の資料および議事録については社外取締役および社外監査役に共有しております。
- ④ 月次業績および累計業績については、月次決算後システムにより自動的に社内イントラネットに掲載され、迅速に報告されています。
- ⑤ 取締役会の実効性をより向上させるため、アンケート形式による各取締役・監査役の自己評価を実施しており、その結果・評価について、取締役会で報告・議論を行い、実効性が確保されていることを確認しております。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ① 当社の取締役および執行役員が子会社の取締役に就任しているほか、当社の取締役が子会社の監査役に就任しており、定期的に開催される子会社の取締役会にて上程される議案について、適正であることを監督しております。
- ② 関係会社管理規程に基づき、担当部門から、子会社の業績および重要な事項等について、当社取締役会にて必要に応じて報告され、または決議事項として上程されており、適切に運用されております。
- ③ 子会社を会社法にのっとりた業務・コンプライアンス監査の対象とし、監査結果を当社の取締役会へ報告いたしました。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

- ① 業務プロセスに対する内部統制の有効性の評価にあたり、事前に全社的な内部統制の評価を行い、その結果を「全社的な内部統制評価報告書」としてまとめ、取締役会にて決議をいたしました。
- ② 監査室が第77期監査計画に基づき、会計監査人、監査役と連携を図りながら、財務報告に係る業務プロセスについて、整備状況評価および運用状況評価を実施し、評価結果を取締役会へ報告いたしました。

(8) 監査役の職務の執行に伴う体制確保に向けた取り組み

- ① 当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されております。年2回開催している経営品質委員会に出席し、主要リスクの内容、統制活動等について報告を受けております。
- ② 常勤監査役は、取締役会や経営会議等、会社における主要会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを把握・確認するとともに、監査役会にて情報共有をしております。
- ③ 監査役は、取締役会に出席し、取締役等から行われる業務報告・業績進捗報告に対して、質問や意見を述べ、取締役の業務執行状況および取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監視しております。
- ④ 常勤監査役は、監査室が実施している、財務報告に係る内部統制監査および会社法にのっとりた業務・コンプライアンス監査に同行しており、部拠点における内部統制の整備・運用状況、会計業務以外の業務活動および組織・制度に対し、適正性・法令遵守を確保する体制の運用状況が適切に行われていることを監視しております。
- ⑤ 常勤監査役は、経理部と連携し、会計監査人による拠点監査に同行しており、各拠点における監査人監査について適切に行われていることを監視しております。

株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
						別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	590,000	1,909	9	1,918	145,591	5,300,000	580,686	11,880,545	17,906,822
当期変動額									
剰余金の配当								△402,944	△402,944
圧縮積立金の取崩							△9,523	9,523	－
当期純利益								1,133,684	1,133,684
自己株式の取得				－					－
自己株式の処分			△9	△9				△566,683	△566,683
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									－
当期変動額合計	－	－	△9	△9	－	－	△9,523	173,580	164,056
当期末残高	590,000	1,909	－	1,909	145,591	5,300,000	571,162	12,054,126	18,070,879

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△568,426	17,930,314	867,475	867,475	18,797,790
当期変動額					
剰余金の配当		△402,944			△402,944
圧縮積立金の取崩		－			－
当期純利益		1,133,684			1,133,684
自己株式の取得	△804,900	△804,900			△804,900
自己株式の処分	591,333	24,639			24,639
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		－	121,601	121,601	121,601
当期変動額合計	△213,566	△49,520	121,601	121,601	72,081
当期末残高	△781,993	17,880,794	989,077	989,077	18,869,872

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ・ その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 原材料及び貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 未成工事支出金 個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 10～50年 工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

当社の一部は、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額及び内規に基づく期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 工事損失引当金

当事業年度末手持工事のうち重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

⑥ 株式給付引当金

「株式給付規定」に基づく従業員への当社株式及び金銭の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識し、一時点で充足される履行義務は、工事完了時に収益を認識しております。

なお、工事の完了時から約束した財又はサービスの支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、工事完了時点において収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

該当事項はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

当社の計算書類は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この計算書類を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

計算書類作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

退職給付関係

- ① 当年度の計算書類に計上した金額
退職給付引当金

127,329千円

- ② 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

a) 当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、採用している退職給付制度ごとに、退職給付に関する会計基準(企業会計基準第26号)に従い、退職給付債務及び年金資産の額を算出しており、退職給付引当金及び退職給付費用は、退職率、死亡率、昇給率、割引率、期待運用収益率等の数理計算上の仮定とこれらにより生じた差異の費用処理方法に基づき算出しております。

また、複数事業主制度の退職給付債務については、退職拠出制度に準じた会計処理を行っております。

b) 当年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

数理計算上の仮定及び差異の費用処理方法に関する仮定は、関連するデータの過去の実績や金利変動の市場動向等、入手可能な情報を総合的に判断して決定しております。

c) 翌年度の計算書類に与える影響

退職給付関係において利用した仮定は、将来の不確実な経営環境や社会情勢によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、退職給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しているため、翌年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		2,557,803千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。		
短期金銭債権		133,162千円
短期金銭債務		53,456千円
長期金銭債務		601千円
(3) コミットメント契約	コミットメントの総額	3,500,000千円
	借入実行残高	－千円
	差引額	3,500,000千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売 上 高	179,288千円
仕 入 高	441,477千円
営業外取引	18,000千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数	
普通株式	11,166,300株
(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数	
普通株式	638,637株
(3) 剰余金の配当に関する事項	
① 配当金支払額等	

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	402,944千円	35円	2024年3月31日	2024年6月28日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	457,634千円	42円	2025年3月31日	2025年6月30日

(注) 2025年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、信託が保有する当社株式に対する配当金15,472千円が含まれております。

- ③ 株主資本の著しい変動

当社は、2024年7月11日開催の取締役会決議に基づき、譲渡制限株式報酬として、2024年8月9日付で自己株式17,143株の処分を行いました。また、2024年11月7日開催の取締役会決議に基づき、2024年11月8日付で自己株式633,700株の取得を行い、2024年11月29日付で自己株式633,700株の消却を実施しております。これらにより、当事業年度において資本剰余金が9千円、利益剰余金が566,683千円減少、自己株式が214,619千円増加しました。その結果、当事業年度末において資本剰余金が1,909千円、利益剰余金が18,070,879千円、自己株式が781,993千円となっております。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等を中心に行い、また、資金調達については銀行借入れによる方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理

受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び契約資産については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに対して与信管理規程に従い、取引先ごとの信用取引限度額を設定し、限度額内での取引を原則としているほか、売上債権の長期未回収分（3ヶ月超）については経理部が各部門に対して定期的な調査を行い、取引先の状況及び回収予定日等の確認を行うことによって、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

短期貸付金及び長期貸付金については、従業員及び専属の協力会社に限定しております。

投資有価証券については、業務上の関係を有する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対して定期的に市場価格（時価）や発行体（取引先企業）の財務状況等を確認しております。

支払手形及び工事未払金については、1年以内の支払期日であります。

長期借入金には主に設備投資に係る資金調達であります。

- ③ 信用リスクの集中

当事業年度末日現在における営業債権のうち45.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
① 有価証券	—	—	—
② 投資有価証券	3,891,661	3,891,661	—
③ 長期貸付金	7,880	7,856	23
④ 破産更生債権	2,872	—	2,872
資産計	3,902,413	3,899,517	2,896
⑤ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	—	—
⑥ リース債務（流動負債及び固定負債）	36,672	36,672	—
負債計	36,672	36,672	—

(注1) 現金及び預金、受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び契約資産、短期貸付金、未収入金、支払手形、工事未払金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等は、上記の表には含めておりません。(注2)をご参照ください)

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	211,756
関係会社株式	473,969
出資金	300

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
株式	2,725,036	—	—	2,725,036
債券等	—	1,166,625	—	1,166,625

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	7,856	—	7,856
破産更生債権	—	—	—	—
長期借入金	—	—	—	—
リース債務	—	36,672	—	36,672

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また債券等は取引金融機関等から提示された価格によっており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期貸付金及び破産更生債権

長期貸付金及び破産更生債権回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	6,777,925	—	—
受取手形	98,387	—	—
電子記録債権	362,505	—	—
完成工事未収入金及び契約資産	6,820,999	—	—
有価証券	—	—	—
短期貸付金	2,537	—	—
未収入金	264,735	—	—
投資有価証券			
その他有価証券のうち満期があるもの	—	576,718	589,907
長期貸付金	—	7,880	—

(注3) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	—	—	—	—	—	—
リース債務	14,678	10,968	5,800	3,065	1,695	465

7. 税効果に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金繰入限度超過額	260,111千円
賞与法定福利費	40,712千円
未払事業税	24,146千円
貸倒引当金繰入限度超過額	8,085千円
工事損失引当金繰入限度超過額	2,332千円
退職給付引当金繰入限度超過額	40,134千円
退職給付信託	194,382千円
株式給付引当金	40,622千円
役員退職慰労引当金繰入限度超過額	60,770千円
減価償却費超過額	10,649千円
株式報酬費用	5,552千円
資産除去債務	18,554千円
投資有価証券評価損	83,124千円
会員権評価損	13,570千円
その他	14,631千円
繰延税金資産小計	817,381千円
評価性引当額	△186,971千円
繰延税金資産合計	630,410千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△355,235千円
有形固定資産過大計上	△5,306千円
固定資産圧縮積立金	△262,894千円
繰延税金負債合計	△623,436千円
繰延税金資産の純額	6,973千円

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	241,269千円
持分法を適用した場合の投資の金額	479,312千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	11,385千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	城北興業(株)	東京都渋谷区	40,000	土木及び舗装工事	(被所有) 直接 20.6% 間接 4.4%	委託業務及び(注1) 舗装工事の発注	同左	546,567	工事未払金	96,551

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	(株)協和ライフサービス	東京都中央区	10,000	車輛のリース・整備 損害保険代理店	(所有) 直接 100%	車輛リース及び 損害保険等 役員の兼任	車輛リース依頼(注2)	196,237	未払費用 リース債務	17,775
							損害保険/手数料等	20,637		1,632
							受取賃料	2,400		
子会社	ガイアテック(株)	東京都立川市	10,000	ガス設備・ガス機器 設置工事 床暖房工事 プロパンガス工事 エクステリア工事	(所有) 直接 100%	ガス工事及び LCS等 役員の兼任	工事の受注・設計・施工 ガス工材・機器の売上	179,288	完成工事 未収入金	132,863
							受取賃料	15,600	立替金	298
							工事の受注・設計・施工 ガス工材・機器の仕入	223,726	工事未払金	32,616
関連会社	東京理学検査(株)	東京都品川区	45,000	配管に対する理化学 機器による検査	(所有) 直接 44.4%	理化学機器による 配管検査等 役員の兼任	配管に対する理化学機器 による検査の発注(注3)	876	未払金	1,386
									未成工事 受入金	1,517
関連会社	東京理学検査(株)	東京都品川区	45,000	配管に対する理化学 機器による検査	(所有) 直接 44.4%	理化学機器による 配管検査等 役員の兼任	配管に対する理化学機器 による検査の発注(注3)	876	未払金	646

取引条件及び取引条件の決定方法

- (注1) 委託業務費及び工事の発注等については、市場価格・総原価を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 車輛のリース等については、市場価格に基づいて一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注3) 検査の発注等については、市場価格に基づいて一般的取引条件と同様に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	建築設備事業	ガス設備事業	ガス導管事業	電設・土木事業	計	調整額	損益計算書 計上額
売上高							
一時点で移転される財	3,158,701	10,444,191	17,760,877	1,006,896	32,370,665	69,809	32,440,475
一定の期間にわたり移転される財	3,036,477	406,540	511,522	1,021,601	4,976,141	－	4,976,141
顧客との契約から生じる収益	6,195,178	10,850,731	18,272,399	2,028,497	37,346,807	69,809	37,416,616
外部顧客に対する売上高	6,195,178	10,850,731	18,272,399	2,028,497	37,346,807	69,809	37,416,616

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、個別注記表【1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記】[(4) 収益及び費用の計上基準]をご参照ください。

当社は屋内配管工事・戸建住宅暖冷房給湯工事・本支管埋設工事・供給管工事を主体としており、そのほか建築工事・給排水衛生設備工事・空気調和設備工事・集合住宅暖冷房給湯工事・電気管路洶道埋設工事・上下水道工事・土木工事を事業内容としております。

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る進捗率の見積りの方法は、当社工事における財又はサービスの移転の忠実な描写となるよう、進捗率に関連性の高い特定の原価の発生割合（インプット法）で算出しております。

また、顧客への販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から他の当事者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	7,311,410	7,281,891
契約資産	—	—
契約負債	1,625,644	1,424,875

(注) 契約資産については区分が難しい為、顧客との契約から生じた債権に含めております。

② 当事業年度の収益の内、期首契約負債に含まれていた金額

1,453,827千円

③ 契約資産及び契約負債の重要な変動

重要な変動はありません。

④ 履行義務の充足時期が通常の支払時期にどのように関連するのか並びにそれらの要因が契約資産及び契約負債の残高に与える影響

該当事項はありません。

⑤ 残存履行義務に配分した取引金額

予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,792 円 41 銭

(2) 1株当たり当期純利益

103 円 96 銭

12. 重要な後発事象に関する注記

自己株式の取得及び消却

当社は、2025年5月12日、取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその具体的な取得方法、並びに会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議しました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

株主還元の充実及び資本効率の向上などの資本政策遂行の一環として自己株式の取得を実施するものといたします。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 500,000株（上限） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 676,000,000円（上限） |
| (4) 取得日 | 2025年5月13日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付 |

3. 取得結果

- | | |
|----------------|-------------------------------------|
| (1) 取得した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得した株式の総数 | 420,000株 |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 567,840,000円 |
| (4) 取得日 | 2025年5月13日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付 |

4. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|--------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 420,000株 |
| (3) 消却予定日 | 2025年5月30日 |
| (4) 消却方法 | その他利益剰余金から減額 |

13. その他の注記

（追加情報）

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引）

当社は、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。当社は、従業員に対し資格等級等に応じたポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価格により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価格及び株式数は、当事業年度末531,232千円、368,400株であります。